

日本国憲法を学ぶ～憲法改正について考えよう～

栃木県那須郡西那須野町立三島中学校 山本英明



1 はじめに

日本国憲法が制定されて間もなく60年を迎えようとしている。この憲法によって私たちの生活が守られ、人間らしい生活を送ることができていことを、私たちはあまり意識しないまま暮らしているといつてよい。憲法に保障された基本的人権の理念は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、過去いくたの試練に堪えてきた価値あるものであり、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され得る普遍的な内容をもっている。しかし、その間、急激な社会の変

化にともなって、憲法の基本的原則や、そこに保障された人権のみでは対応できなくなってきたことも周知の事実である。近年の改憲論議は、そういうところから起こっているものと思われる。

そこで、今回の授業では、日本国憲法の基本的原則やそこで保障されている人権の内容について学ばせ、その上で、生徒たちに、現代の社会において自分たちの権利を保障する最高法規としての憲法はどうあるべきかについて、さまざまな憲法改正試案を検討し、それぞれのよさや問題点などについて話し合う活動を通して、社会的な見方・考え方を養いたいと考えた。

2 単元の目標と指導計画

<目標>

(◎は第11時～第12時に関わる重点目標)

観 点	目 標
社会的事象への関心・意欲・態度	①わが国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることに関心を持ち、日本国憲法の基本原則やそれに基づく政治について意欲的に調べることができる。 ②基本的人権で保障されている各権利を人間尊重の視点で考え、民主的な社会生活の実現に向けて行動しようとする意欲をもつことができる。 今日の憲法改正問題に関心を持ち、現代社会と日本国憲法の溝を埋める方策を建設的に考えようとすることができる。
社会的な思考・判断	①共生社会において、各種の人権問題を人間尊重の立場から多面的・多角的に考察できる。 ②日本国憲法に基づく政治により、国民の自由と権利が守られ、民主政治が行われるということについて、多面的・多角的に考えることができる。 ◎③民主的な社会生活を営むために、日本国憲法を改正すべきかどうかをさまざまな憲法改正試案を比較検討することによって考え、自由・権利と責任・義務の関係をふまえ、公正に判断することができる。
資料活用の技能・表現	①基本的人権に関わるさまざまな資料から、現代社会で問題になっているさまざまな事象をとらえたり、それらについて追究し、考察した過程や結果をまとめることができる。 ◎②さまざまな憲法改正試案の中から、自分の考えを深めるために役立つ情報を適切に選択し、自分の考えを裏付ける資料として活用することができる。
社会的事象についての知識・理解	①人間尊重の考えに立った日本国憲法と、その人権保障のあり方について理解し、その知識を身につけることができる。 ②国民主権と平和主義が人権尊重とともに基本的原則とされている意義について理解し、その知識を身につけることができる。 ③天皇の地位と天皇の国事行為について、国民主権と関連させながら理解できる。

<指導計画>

■：本時

(p.○は帝国書院『中学生の公民(最新版)』の関連ページ)

時 間	学 習 事 項	学 習 内 容
第1時	日本国憲法とわたしたち (p.96～97)	・身近な決まり・法の目的 ・憲法の最高法規性
第2時	基本的人権の歩み (p.98～99)	・人権獲得の歴史・基本的人権の意義
第3時	国民主権と憲法 (p.100～101)	・日本国憲法の誕生・国民主権と天皇 ・前文に見る国民主権・憲法改正
第4時	平和主義をつらぬくために (p.102～105)	・平和主義・自衛隊と日本国憲法 ・非核三原則・日米安全保障条約と自衛隊
第5～8時	日本国憲法に保障された人権について調べよう (p.106～117、120～121)	・平等権、自由権、社会権、参政権、請求権について、その内容や、今日的な問題となっている点を調べて発表する。 ・公共の福祉・国民の三大義務
第9時	新しい人権 (p.118～119)	・憲法で明文保障されていない新しい人権について具体的な場面から考える。(環境権・知る権利・プライバシーの権利・自己決定権など)
第10時	国際社会と人権 (p.121、176～177)	・国際社会における人権問題 ・国際的な人権に関する条約等
第11～12時	現代社会と日本国憲法～憲法改正について考えよう～	・憲法にある基本的人権と現実との間をどのように埋めればよいか、その方法として憲法改正が必要かどうかを考える。

3 授業の実際 (第11時・第12時)

(導入 第11時: 5分)

T: 今まで日本国憲法に保障されてきたさまざまな人権について考えてきましたが、それぞれにいろいろな問題を抱えていることがわかったと思います。憲法はこのままでこれらの問題を解決していけるのでしょうか? (と言って、憲法改正の世論調査のグラフを見せ考えさせる)

S1: もうそろそろ、憲法は改正した方がいいと思う。平和主義の学習の時に、自衛隊をイラクに派遣するのは憲法9条に反すると思ったから。

S2: 今の憲法でも生活上大きな問題がなければ、わざわざ変えなくてもいいんじゃないかな?

T: ほかのみんなはどう思った? 今までの人権の学習を思い出してみ、憲法を改正した方がいいと思う人? 改正しなくてもいいと思う人?

(挙手でその数を確認する。改正した方がいいがやや多かった)

T: 最近は憲法改正の動きがさまざまな方面から検討されています。今日は1990年代から最近発表された多くの憲法改正案を比較検討して、どういう案が望ましいか、また、本当に憲法改正が必要かどうか、考えていきたいと思います。

(展開1 第11時: 30分)

憲法全文について比較検討するのではなく、検討する項目を絞って、現在の憲法の文言とさまざまな改正案の文言とを掲載したワークシートを用

ワークシートⅢ-2 日本国憲法を学ぶ 11時-1

日本国憲法～改正すべきか・改正すべきでないか～

平和主義について

現行日本国憲法 第9条〔戦争の放棄、戦力および交戦権の否認〕
日本国民は正義と秩序を記帳とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

改正すべきと思う理由

改正すべきでないと思う理由

改正案1 日本を守る国会議案

「我が国の独立と平和を守り、合わせて国際平和に寄与するため、適切な規模の国軍を保持する。」
「我が国は、…世界平和の実現のため、…積極的な国際協力を行う。」

この案の「へえ〜」(納得)と思う点
()

この案の「え??」(疑問)と思う点
()

改正案2 読売新聞憲法改正試案

「日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保障するため、自衛のための組織を持つことができる。」
「前条の理念に基づき、日本国は確立された国際機構の活動に、積極的に協力する。必要な場合には、公務員を派遣し、平和の維持並びに従軍および人道的支援の活動に、自衛のための組織の一部を提供することができる。」

この案の「へえ〜」(納得)と思う点
()

この案の「え??」(疑問)と思う点
()

改正案3 木村勉男(自主憲法期成議員同盟会長)案

「日本国は、国の平和と独立、および国民の基本的人権を守るため、自衛軍を保持する。」
「国際平和と安全を維持するため、国際連合が集団安全保障措置をとる決議をし、我が国が協力する必要があると認めた場合、内閣総理大臣は、…自衛軍を海外に派遣することができる。」

この案の「へえ〜」(納得)と思う点
()

この案の「え??」(疑問)と思う点
()

改正案4 小沢一郎(民主党)案

「(現行憲法9条のあとに続けて)前2項の規定は、第三国の武力攻撃に対する日本国の自衛権の行使とそのための戦力の保持を妨げるものではない。」
「日本国民は、平和に対する脅威、破壊および侵略行為から国債の平和と安全の維持、回復のため国際社会の平和活動に率先して参加し、兵力の提供を含むあらゆる手段を通じ、世界平和のため積極的に貢献しなければならない。」

この案の「へえ〜」(納得)と思う点
()

この案の「え??」(疑問)と思う点
()

グループの話し合い

○ 友達の見解で納得できたこと。
(〜が納得できた。なぜならば〜だと思ったからというように理由も書こう。)

● 友達の見解で納得できなかったこと
(〜が納得できなかった。なぜならば〜だと思ったから、というように理由も書こう。)

検討結果

私たちのグループでは、平和主義について

憲法改正 必要 どちらともいえない 不要 だという結論に達しました。
(○をつけましょう。)

その理由は、

意し、5人ずつのグループを作って検討させた。

検討する項目は以下七つの項目とした。グループの数に合わせたということもあるが、生徒たちのそれまでの憲法学習での既有知識を生かすことができると思ったからである。

- ①天皇制と日本国憲法
- ②平等権と日本国憲法
- ③自由権と日本国憲法
- ④社会権と日本国憲法

⑤参政権・請求権と日本国憲法

⑥新しい人権と日本国憲法

⑦平和主義と日本国憲法

ワークシート内には、さまざまな改正試案の中からできるだけ意見の異なったものや改正案として方向性は同じだが、考え方が違うと思われるものを選ぶよう配慮した。そうすることで、生徒たちが多様な見方・考え方をもつ一助になると考えた。

-6-

〔展開2 第11時：15分＋第12時：15分〕

班で検討した結果を、全体に発表する（各班5分程度）。発表に際しては、発表班には①それぞれの試案の特徴、(月)どの試案が自分たちの考えと一致するか、(火)その理由の3点を必ず入れた上で発表させ、発表を聞く側には、各班の発表の要旨をまとめたワークシートを印刷配布し、それにメモを取らせながら発表を聞くよう促した。

〔展開3 第12時・25分〕

各班の発表をもとに、教師が司会者となって、各項目について自由討論の時間を設けた。自由討論なので出された意見は多岐にわたっていたが、以下にいくつかの例を示す。

▼社会権と日本国憲法について意見を述べた生徒

生存権の具体的内容について、憲法に書ききれないこともあると思うので、新たに法律を作った方がいいのではないかと。「桶川事件」のおばあさんのような状況にしないためにも、健康で文化的な最低限度の生活はどんなものかを、明記した方がいい。

▼新しい人権(プライバシーの権利)について意見を述べた生徒

ダイレクトメールが知らない所から届いたり、ハガキやEメールで変な請求が来るオレオレ詐欺などの被害をみていると、自分に関する個人情報がいりいろなところから漏れているのだと思う。そういう犯罪を未然に防ぐためにも、個人情報を保護できる十分な手段がとられるべきだと思う。憲法上も明確にプライバシーの権利を書くべきで、その上でいろいろな法律も考えていくべきだと思う。

▼平和主義について意見を述べた生徒

日本国憲法の平和主義は、世界に誇れるものだと思う。第9条の中身は大きく変える必要がない。国際社会の中で日本は、不戦の意味について訴える必要があるので、変えなくてもいいのではないかと。自衛隊も、外国の復興支援に協力するだけに限定して、日本の国内の災害復旧と同じような活動をすれば、憲法に違反することにはならないと思うので、法律の解釈でそれは十分やっつけていけるのではないかと。

▼憲法改正そのものについて意見を述べた生徒

憲法の作られ方は、確かにアメリカ中心に行われたものかもしれないが、その内容が優れたものであれば、あえて変える必要はない。憲法の基本原則を変えるような改正には賛成できない。

〔まとめ 第12時・10分〕

憲法改正問題について、話し合ってきた内容や調べたことがらなどを元に、最後に、憲法を改正すべきかどうか、そしてその理由について、個人で考えたことをワークシートにまとめさせた。そして、この授業についての感想を書いてもらった。

▼生徒の感想から

…(中略)…憲法改正について僕たちも真剣に考えなければならぬと思った。基本的な人権は時代とともにその内容も変化するので、憲法の解釈だけでは問題が解決できない面もあることがわかった。…

(中略)…平和主義の考え方も、国際貢献が必要な日本に合うように憲法の条文を変えることも必要ではないだろうか。しかし、戦争をしないという考え方は変えてほしくない。なぜならば、平和があつての僕たちの生活であり、人権の保障がされるからだ。

4 今後の課題

憲法改正の問題を、生徒たちの目線から考えさせることを意図して授業を仕組んでみたものの、内容が大変難解な部分を含んでいるために、教材化が大変むずかしかった。しかし、話し合いにいたるまでの1単位時間の授業で「考える」場面を必ず設けるようにしたため、生徒たちは日本国憲法と現実社会の溝がある事実を十分にとらえた上で、憲法を改正すべきなのか、現在の憲法を生かしていくべきかを真剣に議論できたことが大変有意義であった。

今回は、憲法改正について「自由討論」という形式を採ったが、何か一つのテーマに絞って、ディベート形式の授業を行ったり、パネルディスカッション形式の授業に発展させることも可能であると思う。いずれにしても、限られた時間の中で話し合いになる資料を検討させなければならないので、基礎となる資料などは、教師側で準備する必要があると思う。また、教師側で資料をわかりやすく加工し、提示できれば、生徒の思考にも幅がでたり、多様性が生まれるものと思う。今後も公民的分野の学習においては、各単元において、評価の重点化を図って、教材づくりや授業展開の組み立てをしていきたいと考える。

〈参考文献〉大野一夫著『公民の授業65時間』(1998年、地歴社)、渡辺治編著『憲法改正の争点・資料で読む改憲論の歴史』(2002年、旬報社)他